

「京の稲作と農地を守るアクションプラン ～米政策改革（H30）を見据えた戦略～」検討会議の進め方

アクションプランとは

京都府では「明日の京都」や農林水産関係施策をとりまとめた「農林水産京カプラン」に基づき、施策推進を図っているところですが、急速に変化する社会経済情勢の中にあつて、戦略的な具体的方策を構築するため、「アクションプラン」の仕組みにより、課題を把握して専門家の知見を得て課題解決を図っています。

【アクションプランの特徴】

- 1 府政の解決すべき問題について、毎年の目標設定を明らかにすること（「新規に策定するプラン」と「前年度までに策定し、それを基に今年事業を推進しているプラン」を毎年明らかにしています）
- 2 中間段階で議会に報告したり、パブリックコメント（府民意見提出手続き）などの手法で府民に説明すること
- 3 策定した計画のうち、何が施策に反映されたかをきちんと示すこと
- 4 施策の反映状況をみながら、毎年P D C Aサイクルで見直し、次年度の施策形成につなげていくこと

こうした施策立案のプロセスを構築することにより、府民の皆様が開かれた施策の推進に努めています。

1 問題意識・課題

- ・平成30年の米政策の抜本の見直し（※）を控え、情勢が大きく変わる中、これまで以上に米の産地間競争が激化し他府県産米が府内に入ってくることにより、京都府内産米が駆逐される恐れ
- ・これまで京都府では、米から野菜への転換による複合経営の推進により生産者所得の向上を目指してきているが、水田率が8割を占める本府では、野菜だけで水田全てをカバーできる状況になく、中山間地域が府水田の7割を占める中、高齢化や獣害等により水稲しか作付できない地域もあることから、耕作放棄地を防ぎ農業・農村を守るためには、需要に応じた京都府の米の新たな戦略が必要
- ・中期的な水田活用ビジョンづくりと、その実践に向けた新たな戦略と推進体制の構築が必要

※平成30年の米政策抜本の見直しの内容

- ①行政による米の生産数量目標配分がなくなる
- ②米の直接支払交付金（7,500円/10a）が廃止される

2 検討の論点

“稲作と農地を守る”ための政策手法を考えるには、「担い手の確保育成」「農地を始めとする基盤整備」「集落営農」「地産地消」「生産販売」など様々な角度から検討を行う必要があるが、京都府ではこれまでブランディングを含めた本格的な米の生産販売体制の構築をやっ
てこなかったことから、今回は主に「米の生産販売」の切り口で検討を行うこととする。

なお、「生産販売」以外の事項についても検討会議の中で施策化の必要性が生じた場合は、関係課と調整の上、施策化に向けた一体的な打ち出しをすることとする。

このため今回は、米の消費地でもあり米を利用する様々な地場産業が目の前にある京都府の地の利を活かし、付加価値の高い「京の米」づくりの生産販売環境を整え、京都の食品加工業者等と結びついた米の取引量を増加させるために、必要な施策について検討を行う。

- (1) 産地における主食用米の流通改善・・・「農家の米屋さん」の拡大
- (2) 米の6次産業化も見すえた京都の米の消費拡大とブランディング
・・・「選ばれる“ごはん”」づくり
- (3) 地場産業への経済的波及効果と食文化面からも強みを活かす食品加工業への供給拡大
(米を主原料とする食品：清酒・和菓子、味噌など)・・・「結びつき米」の拡大

3 検討スケジュール

■第1回：平成28年7月22日

- ・検討会議の進め方
- ・京都府の稲作生産状況等
- ・産地における主食用米の流通改善
(南條委員、西山委員)
- ・地場産業への経済的波及効果と食文化面からも強みを活かす食品加工業への供給拡大 (若井委員)

←普及センター、
JA中央会、全農、
米食推進協も参加

■第2回：平成28年7月28日

- ・米の6次産業化も見すえた
京都の米の消費拡大とブランディング
(中塚委員、香山委員、上田委員)

←普及センター、
JA中央会、全農、
米食推進協も参加

■第3回：平成28年8月19日

- ・アクションプラン中間案策定に向けた検討
- ・参考人からの報告 (JA京都中央会、JA全農京都、
京都府米食推進協会)

←普及センター、
JA中央会、全農、
米食推進協も参加

